

別表 2 の 1 譲受申請者（個人）の基準

- 1 営利や他人への譲り渡しを目的としないこと。
- 2 猫の飼養場所が集合住宅もしくは賃貸住宅の場合、猫の飼養が禁止されていないこと。
- 3 猫の飼養にあたり関係法令を遵守できること。
- 4 家族全員の賛同を得て、家族の一員として迎え、健康管理には留意し、病気等の場合には速やかに動物病院に受診できること。
- 5 動物の本能、習性を理解するとともに、人への危害防止等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を自覚し、適正に終生飼養できること。
- 6 猫の飼養にあたっては、室内で飼養すること。
- 7 指導センターから初めて猫を譲り受けるか、もしくは過去に指導センターから譲り受けた猫が死亡し、再度の譲渡であること。（ただし、調査、面談等の結果、飼養が可能であると判断した場合はその限りではない。）
- 8 現在既に猫を飼養していないこと。（ただし、調査、面談等の結果、飼養が可能であると判断した場合はその限りではない。）
- 9 不妊・去勢手術等、動物の確実な繁殖制限措置を 6 か月以内に行い、不妊手術実施報告書（様式第 4）を提出すること。また、行わなかった場合は、その理由を報告すること。
- 10 生涯にわたり、飼養に必要な費用を負担できること。（餌や用具だけでなく、健康管理等にかかる費用もすべて負担できること。）
- 11 不測の事態により飼養継続が困難になった場合も、事前に飼養継続者を決めておくなど責任ある対応ができること。
- 12 行政が実施する立入調査等に全面的に協力できること。市外在住者については、関係機関への苦情等の調査に同意できること。
- 13 飼養トライアル期間内に猫の病気、問題行動などがあったとき、或いはその猫による事故などが起きたときには、飼い主としての責任を果たし、東大阪市に対して一切責任および賠償を問わないこと。
- 14 譲り受け後、猫に病気、問題行動などがあったとき、或いはその猫による事故などが起きたときには、飼い主としての責任を果たし、東大阪市に対して一切責任および賠償を問わないこと。
- 15 万一、猫が逸走したときは速やかに指導センターに連絡するとともに、発見に努めること。
- 16 上記のほか、東大阪市保健所長が必要と認める要件を満たしていること。